

回覧

小豆島区民のみなさんへ

代表 児嶋智月

協力:地域包括支援センター、社会福祉協議会

『みかんカフェ』

10月28日(火曜日)
午後2時から



開催場所:小豆島集会場

会費:100円/回 飲み物、お菓子、保険代等に充当

～元気であるために今日からできること～

『体の中から元気に』

楽しく体を動かしてみませんか？

- * 生活習慣の振り返り
- * 筋力アップ運動
- * 柔軟性を保つ運動



講師 上山翔太郎作業療法士

沢山の参加をお願いします

困ったら 一人で悩まず 行政相談！

「行政なんでも相談所」を開設します！

—行政相談月間（9月・10月の2か月間）—

行政なんでも相談所では、総務大臣から委嘱された行政相談委員が以下のようなご相談を受け付けます。

- 亡くなった祖父名義の土地があるが、名義変更の手続はどこに相談すればいいの？
- 生活に困窮している場合、どのような支援を受けられるのか知りたい。
- 困っていることがあるが、どこに相談すればよいのか分からない。

このほか、困ったことや聞きたいことがある方は、小さなことでもご相談ください。**相談は無料**で、**秘密は守ります**。
 なお、予約不要の先着順です。どなたもお気軽にご利用ください！！

日 時： 10月20日(月)10時～15時

場 所： 有田市役所 2階 会議室

対応者： 有田市担当行政相談委員

総務省行政相談センターきくみみ和歌山職員

【お問合せ先】

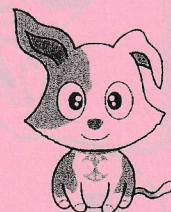
◇ 相談所について

有田市役所 市民福祉部 市民課

☎0737-22-3561（直通）

◇ 行政相談制度・行政相談委員について

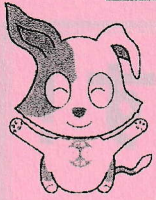
総務省行政相談センターきくみみ和歌山 ☎073-431-8221



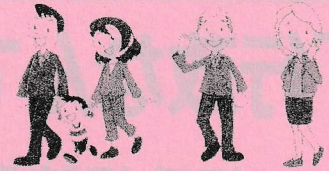
行政相談のマスコット
「キクメン」

総務省の

行政相談



困ったら一人で悩まず行政相談！



Q 行政相談とは？

A 国が行う行政などへの苦情や意見・要望を受け付け、担当となる行政機関とは異なる立場から、解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かすための相談事業です。年間約 13 万件の相談を受け付けています。

Q 行政相談の窓口はどこにあるの？

A 都道府県庁所在地等に設置されている総務省行政相談センターでご相談いただけます。(全国 50 か所。和歌山県内には「総務省行政相談センターきくみみ和歌山」が設置されています。)

ご相談は、電話(行政苦情 110 番:073-422-1100)のほか、インターネット、来訪、手紙、FAX でも受け付けています。また、あなたの街の行政相談委員にもご相談いただけます。(全国に約 5,000 人、和歌山県内に 61 人(各市町村に 1 名以上)配置されています。)

Q 行政相談委員とは？

A 総務大臣が委嘱した民間有識者であり、無報酬のボランティアとして国民の皆様から国の行政などに関する相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申入れなどを行っています。



Q 有田市担当の行政相談委員には、どこで相談できるの？

A 行政相談委員は、下記の日程で相談所を開設しています。お気軽にご相談ください。

【有田市担当行政相談委員による相談所】

日 時：原則 毎月第 2 木曜日 13 時 30 分 ～ 16 時

場 所：有田市民会館 楽屋 A



無 料
秘密厳守

詳しくは、行政相談



<きくみみ和歌山HPはこちら>



令和7年度 有田市住宅耐震改修事業のご案内

来るべき大地震から命を守るためには、住宅の耐震化が重要となります。
是非この機会にご活用ください！



まずは耐震診断してみませんか？

○住宅の耐震診断 (現在受付中) 木造住宅:16件程度 非木造住宅:2件

《木造住宅耐震診断》 市から委託した耐震診断士が無料で診断します。

《非木造住宅耐震診断》 耐震診断に要する費用の一部を補助します。

補助額の内容		補助対象の条件			
木造住宅	個人負担なし	平成12年5月31日以前に着工	在来軸組構法 伝統的構法	併用住宅の場合、 延べ床面積の1/2 以上が居住用	地上階数が2以下 かつ延べ面積が 400㎡以下
非木造住宅	診断費用の2/3 (限度額) 89,000円	昭和56年5月31日以前に着工	—		

耐震診断の結果、耐震改修が必要な場合は、以下の補助事業が活用できます。

安心して暮らせるように

○耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施 (現地建替え含む)

(今年度受付終了)

住宅耐震化に係る設計と改修工事を一体的に支援する総合支援メニューを実施しています。

補助額の内容		(申請条件：耐震診断を受診していること)
住宅	(限度額) 1,316,000円 限度額が拡充されています	【①】耐震改修工事に要する経費の2/5 (限度額:575,000円) 【②】耐震改修工事に要する経費の3/5+設計費 (限度額:741,000円) 【①】+【②】= 合計最大で1,316,000円

【補助例】耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施

・設計30万円+改修100万円の場合 (合計130万円)

【①】100万円×2/5=40万円

【②】100万円×3/5+30万円=90万円 ⇨ 限度額74万1千円

【①】40万円 + 【②】74万1千円 = 114.1万円

設計+改修

国40万円 + 県37.0万円 + 市37.1万円

補助率 約87%

個人負担額 15.9万円

補助金 114.1万円

130 (万円)

耐震改修工事により行う「現地建替え工事」について、新たに要件が追加されています。

- ・土砂災害特別警戒区域内における新たな住宅を建築する工事は対象外
- ・省エネ基準に適合すること

「代理受領制度」が利用できます

「代理受領制度」とは、補助対象事業の申請者から委任を受けた耐震改修工事（設計費用及び建替えを除く）の施工業者が補助対象事業の申請者に代わって補助金の請求及び受領を行うことができる制度です。詳しくは、裏面連絡先へお問い合わせください。

裏面へつづく

○耐震ベッド・耐震シェルター (現在受付中) 1件

地震による住宅の倒壊から、最低限『命』だけは守るために耐震改修工事より安価で、安全な空間を確保できる耐震ベッド・耐震シェルターの設置費用の一部を補助します。

補助額の内容		補助対象の条件	
木造住宅	購入・設置費用の2/3 (限度額) 266,000円	耐震診断を受診していること	- 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満 - 木造住宅の1階に設置 ※ 予算額を超える場合、高齢者（65歳以上）又は障害者が居住する住宅を優先します。

※ 耐震ベッド・耐震シェルターは和歌山県が認定した製品に限ります。また、本体以外のもので対象にならないものもあります。詳しくは、下記連絡先へお問い合わせください。

令和7年9月22日 現在

補助メニュー	募集件数
木造住宅耐震診断	16 件程度
非木造住宅耐震診断	2 件
耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施	0 件
耐震ベッド・耐震シェルター	1 件

※ 申請受付は先着順とします。また、補助金は予算の範囲内となります。

※ 募集件数は、申し込み状況により増減する場合があります。

■申請受付期間 : 4月14日～12月26日【土曜日・日曜日・祝日は除く】

※ 耐震ベッド・耐震シェルター：高齢者・障害者が居住する住宅の優先受付は5月23日（金曜日）まで

※ 有田市住宅リフォーム工事費補助金を併用する場合の優先受付は5月23日（金曜日）まで

※ 耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施及び耐震ベッド・耐震シェルター、非木造住宅耐震診断を申請される場合は、申請時に補助金交付申請書へ添付していただく書類が必要となります。添付書類につきましては、下記連絡先へお問い合わせください。

補助 対象者	① 当該住宅を所有又は居住もしくは居住する予定の方
	② 市税の滞納がない方
	※耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施を行おうとする方は、過去に本要綱による耐震補強設計を行うための補助金の交付を受けていないこと。

本補助事業は、補助金の交付決定前に着手（業者との契約を含む）した場合は補助対象外となります。また補助金の支払いには、まずは申請者から業者への支払いをしていただく必要があります。
(ご注意) 工事完了報告書類として、請求書、領収書などの写しを提出していただきます。工事完了報告は、令和8年2月27日（金曜日）までにご提出ください。

【連絡先・申請受付場所】

有田市役所 経済建設部 都市整備課 公共建築係（市役所3階）
TEL:0737-22-3619（直通）

■詳しくは、有田市ホームページをご覧ください！

<https://www.city.arida.lg.jp/kurashi/sumai/1001032.html>